

なんたん

南丹市農業委員会だより

No. 1

平成18年春号



春らんまん

ごあいさつ	2
南丹市の新しい農業委員	3
農業委員会関係書類の提出窓口	3
南丹市特産品マップ	4~5
標準小作料を改訂しました	6
全国農業新聞をお読みください	6
農業者年金に加入しましょう	7
農地の転用・売買・貸借等は許可が必要です	8

南丹市の発足に伴い農業委員会も新しくスタートしました。616平方キロの広大な面積に加え、中山間地から都市近郊までの多様な表情を有する南丹市ですが、農業及び農業者の代表機関として、その責務を果たしていかなければなりません。

南丹市農業委員会だよりは、農家だけでなく南丹市民と農業委員会をつなぐ架け橋としていきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

ごあいさつ



南丹市農業委員会
会長
西岡 香

南丹市農業委員会広報紙「なんたん」の発刊にあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

平成十八年二月一日、三万六千有余人の熱い思いで結ばれた新生南丹市の発足に伴い、管内四委員会も必然的に統合され、南丹市農業委員会として発足、早々一月五日に初総会を開催し、各委員の担当地区の設定と併せ部会構成を行い、行政委員会として業務執行に遺漏のないよう組織体制の整備を行うとともに、専任の事務局体制の設置をいただいた次第であります。

幸い全委員は、優れて高い見識と豊かな経験と併せ、地域信望も厚いことから、農家の代弁者として皆さん方のご期待にお応えできるものと信じ、日々の活躍に精進をいたしております。

さて、農地の番人といわれている本委員会には、農地の権利移動、多様な転用の統制、貸借関係の保全と解約の制限、小作料の標準額の設定等の主管業務については、主観を越えた客観的事実を検証し、厳正に農地法の執行を行っています。

また、無断転用、転用目的外使用、放置農地等の悪質な行為に対しては厳し

く改善指導を行っていますが、合併による広域な圏内での実態把握が至難な一面がありますので、農家各位のご協力をお願い申し上げます。

一方、農政活動につきましては、それぞれの地域、集落内で生産基盤の改善、水利関係や環境保全等の地域課題と併せ、個々の農家から寄せられる情報や相談ごとについてもきめ細かく対応するとともに、課題別に整理を行い、関係行政機関に建議し、政策に反映できるよう活動の展開を強化する決意であります。

今、農業、農村を取り巻く現況は、市場競争原理を根幹に、農政の構造的な大転換期のさなかを迎えており、農地の大規模な集積、多様な担い手の育成、集落営農の組織化などが焦眉の課題として位置づけられ、その推進が精力的に図られています。

当南丹市管内においては、中山間地域を含む条件不利地域や零細農家が数多く、しかも深刻な担い手不足や高齢化が重なり、これら政策的対応がいたって厳しい局面を迎えています。

当委員会としましては、正しい実態認識のもと、それぞれの地域実態に整合する生産計画を支援するため市農政との一体化をさらに強め、地域農業の持続的な発展を目指し、全委員決意を新たにいたしておりますので、今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさついたします。

ごあいさつ



南丹市農業委員会
会長職務代理
清水 宏

新市発足に伴い、合併特例法により南丹市農業委員会に美山選挙区より委員の一人として参画させていただくこととなりました。

旧町において、委員会の一員として活動はしておりましたものの、誠に微力であり、本市の委員としてとれただけその任務に耐えられるか不安ではありますが、委員の一人として、できうる限り努力したいと思っております。

近年、農業を取り巻く諸情勢は誠に厳しいことは今さら言うまでもありませんが、平成十九年度から実施されます新農業政策にいたっては、その概要は見えてきてもいえる点が多く、今回の政策に対する京都府の対応も明らかとは言いがたいところが多いのではないのでしょうか。

一方、旧四町の取り組みを継承するとは言うものの、合併後の細部調整を必要とするものも多く、園部、八木地域のように市街化区域を有する地域と、中山間地域である日吉、美山地域では、農業振興の上で差異が予想されます。

さらに、全市的に、農業者の高齢化問題や担い手育成、集落営農の取り組み、農

地管理、荒廃農地の防止、土地利用のあり方等々、農業委員会に課せられた問題の多さとともに、農家からの期待と要求は大なるものがあり、また一方で、多くの集落において農地余りが発生しつつある現実があります。

このように多くの課題を有するときにこそ、委員会の指導力が要求され、力量が問われるのではないのでしょうか。

六二六平方キロメートル余りの地域に市街化区域と中山間区域の両方を有する中であって、委員三十七名で全集落を分担する現実において、農家の皆様をはじめ農家組合、農事組合等に多くのご迷惑をおかけする場合がございます。

このような時期、本市農業委員会第一回総会において会長職務代理という重責を拝命いたし、事の重大さを痛感するものであります。

六月末日までの任期ではありますが、できうる限りの努力をいたし、本市農業委員会体制確立に努めたく思います。

農家の皆様、農家組合、農事組合、そして関係機関のご指導、ご協力、ご支援を切にお願いし、ごあいさつとさせていただきます。



南丹市の新しい農業委員

氏名	選挙区 (選任団体)	担当地区	氏名	選挙区 (選任団体)	担当地区
西岡 香	農業共済組合 (園部町)		若井 勝美	八木町	美里・室河原・鳥羽・木原・池ノ内・玉ノ井
野村 健	園部町	越方・佐切・熊原・大戸・船岡・高屋	岸上 進	八木町	西田・北廣瀬・刑部
奥村 泰之	園部町	植生・殿谷・若森・南大谷	谷口 成生	日吉町	東胡麻・中村・角本・上胡麻(大戸・塩貝・木戸)
西井 俊夫	園部町	天引・法京	吉田 陽子	日吉町	木住・生畑・殿田・中世木
中 陽一	園部町	黒田・横田	大沢 泰一	日吉町	彰徳・興風・和田・新シ・片野・田原駅前
片山 有美	園部町	曾我谷・千妻・新堂・熊崎・瓜生野	吉田 清一	日吉町	佐々江(上・中・下)・東谷・海老谷・吉野辺・中組
西垣 鎮雄	園部町	竹井・大西・船阪・仁江・穴人	船越 洋志	日吉町	保野田(上・下)・志和賀(東・中・西・八栄)
野中 好	園部町	城南町・小桜町・美園町・栄町・小山西町・小山東町	松尾 武治	日吉町	畑郷(1・2・3)・駅前・新町・中野辺・駒野・上胡麻(広野1・2)
田井 昭	園部町	上木崎町・河原町・木崎町・内林町・元町	清水 宏	美山町	又林・下平屋・上平屋・安掛・野添・長尾・深見・荒倉・内久保
西田 安夫	園部町	口司・口人・半田	樋口 保夫	美山町	原・板橋・宮脇・下吉田・島・長谷・上司・和泉・静原
森田 聡	土地改良区 (園部町)	大河内・南八田	曾利 修	美山町	南・北・中・河内谷・下・知見・江和・田歌・芦生・白石・佐々里
人見 保夫	農業協同組合 (八木町)	氷所・青戸	藤田 博	美山町	高野・鶴ヶ岡・豊郷・盛郷・福居
関岡 吉夫	八木町	船枝・室橋・山室	梅津 義明	美山町	萱野・大野・岩江戸・川谷・脇谷・小淵・向山・榎原・音海
秋田 武	八木町	八木・垣内・柴山・八木嶋・大藪・南廣瀬	高野 紘	美山町	南・北・中・河内谷・下・知見・江和・田歌・芦生・白石・佐々里・又林・下平屋・上平屋・安掛・野添・長尾・深見・荒倉・内久保・原・板橋・宮脇・下吉田
明田 卓	八木町	諸畑・野条・池上	寺井 憲治	美山町	島・長谷・上司・和泉・静原・高野・鶴ヶ岡・豊郷・盛郷・福居・萱野・大野・岩江戸・川谷・脇谷・小淵・向山・榎原・音海
平井 一三	八木町	北屋賀・屋賀・観音寺			
谷口 武	八木町	神吉			
浅田 均	八木町	日置			

委員の任期は今年6月30日までです。

※農地法第3条の規定による許可申請案件や非農地証明許可申請案件等においては、委員ごとに担当地区を定めており、案件においては担当委員さんと相談していただくこととなります。

※以上33名の委員(選挙委員30人・選任委員3人)に加え、3月市議会において4名の議会推薦委員が選任され、計37人の体制となります。また、これに伴い、担当地区の一部変更が生じる予定です。

農業委員会事務局
及び
関係書類の
提出窓口について

農業委員会事務局は、本庁2号庁舎3階にあります。

関係書類の提出につきましては、直接事務局までお持ちいただいてもけっこうですし、各支所産業振興課でも受付いたします。

また、耕作証明等の交付は支所窓口で直接申請していただき、即時交付できますとともに、許可書等を支所窓口でお受け取りいただくこともできます。



- 農業委員会事務局 TEL.0771-68-0067
- 園部支所産業振興課 TEL.0771-68-0012
- 八木支所産業振興課 TEL.0771-68-0023
- 日吉支所産業振興課 TEL.0771-68-0033
- 美山支所産業振興課 TEL.0771-68-0042

南丹市八木町内の方は、42-2300で八木支所へかけていただきますと、内線で産業振興課へおつなぎいたします。

豊かな自然環境を誇る

南丹市

なんたん 特産品マップ



黒大豆・小豆・丹波くり



黒大豆、小豆、栗は、丹波を代表する産物として全国的に有名で、管内全域で広く生産されています。
その味、粒の良さの秘訣は、丹波地方の気候風土（昼と夜の温度差が大きい）によるところが大きいとされています。

壬生菜



壬生菜は、江戸時代後期に、みず菜の自然交配でできたといわれ、現在中京区・壬生寺付近で多く栽培されていたことからこの名がつけました。壬生の新撰組の屯所で、土方歳三や沖田総司も激戦のなか、食していたかもしれません。
みず菜との見分け方は、葉がギザギザになっているのがみず菜、ほうれんそうのように丸くなっているのが壬生菜です。
京都府下ではほとんどが日吉町で栽培されています。

紫ずきん



紫ずきんは、最高の品質を誇る京都の丹波黒大豆（新丹波黒）の改良品種です。サラダやき揚げにもおいしいですが、なんともいっても枝豆は最高で、ビール党でなくても顔がほころびます。
最高の黒大豆を枝豆で食べるのは、ある意味最高の贅沢かもしれません。（南丹市全体で京都府下の約2割を生産）



豊かな自然環境を誇る南丹市は、丹波高原の土質、気候風土の恩恵を受け、古来より優れた農産物を産出してきました。その代表的なもの、丹波まつだけや黒大豆、小豆で、これらはいずれも全国的に有名です。これらに加え、平成元年前後から京都の伝統野菜の生産拡大、ブランド化が進められました。
私たちのふるさと・南丹市管内では、どのような京野菜が作られているのか、ご紹介いたします。

※ここでご紹介しているのは、「京のブランド産品21品目」に指定されているもので、比較的大規模に生産されているものです。
これら以外に小規模に栽培されている品目や地域があるかもしれませんがご了承願います。
※春菊については「京のブランド産品21品目」指定ではありませんが、園部町において特産地化を目指し比較的大規模に生産されていますので、合わせてご紹介いたします。

春菊 (菊菜)



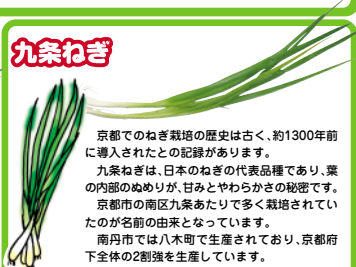
春菊は、独特の芳香で餡料理には欠かせない野菜です。
最初は、飛鳥時代に中国から薬用として入ってきたようですが、きつと体にもよいでしょう。
南丹市では、園部町で多く生産されています。

みず菜



葉に深い切れ込みがあるのがみず菜の特徴です。江戸時代の書物に、京都南部の東寺や九条あたりに良質のみず菜が栽培されていたことが記されています。
京都のみず菜は、葉柄が繊細で細く白く、緑の葉とのコントラストが大変美しい野菜です。
南丹市では、園部町、八木町、美山町で生産されており、特に八木町での生産が多くなっています。（南丹市全体で京都府下の約4分の1を生産）

九条ねぎ



京都でのねぎ栽培の歴史は古く、約1300年前に導入されたとの記録があります。
九条ねぎは、日本のねぎの代表品種であり、葉の内部のぬめりが、甘みとやわらかさの秘密です。京都市の南区九条あたりで多く栽培されていたのが名の由来となっています。
南丹市では八木町で生産されており、京都府下全体の2割強を生産しています。

伏見 とうがらし



伏見とうがらしは、江戸時代初期の書物にもその存在が記載されているが、かなり古くから伏見府付近を中心に栽培されてきたようです。とうがらしの中では最も長く品種です。
南丹市では、量の大小はありますが4町で栽培されています。特に、園部町、八木町での生産量が多く、南丹市全体で京都府下全体の約6分の1を生産しています。

やまのいも



やまのいもは「つくねいも」ともいわれ、古くから、現在の宮津市近辺で栽培されていました。
やまのいもは、滋養強壮に効果があるといわれるくらいヘルシー野菜の代表格です。
八木町で多く栽培されています。

るり菜
るり深湯泉
「心と身体の癒しの森」

標準小作料

改訂のお知らせ

標準小作料は、小作契約での小作料の目安となるもので、原則として3年経過ごとに見直しが行われます。

今年がその改訂の年に当たり、このたび下記の通り改訂されましたのでお知らせします。

なお、標準小作料は、あくまで「標準」であり目安ですので、実際に賃貸借契約を結ばれるときは、貸し手、借り手で十分話し合いいただき、お互いが納得のいく金額で契約してください。



田 の 部		
農地の区分	10aあたりの基準収量	標準小作料 (10aあたり)
A区分農地	540kg	8,000円
B区分農地	480kg	4,000円
C区分農地	440kg	1,000円

※この標準小作料は、平成18年の支払い小作料から適用してください。

※基準作物は水稻です。

※畑の標準小作料額は設定していません。

※農地の区分は旧町等の地域的な区分、またはほ場整備事業が実施されているかどうかの区分ではなく、10アールあたりの基準収量による区分です。この区分に該当しない収量である場合、例えば収量が510kgであるような場合は、A区分の標準額とB区分の標準額の中間を標準額とするなど、弾力的な対応をしていただければ幸いです。

※実際の契約小作料額が標準額よりも著しく高い場合は、農地法の規定により減額勧告される場合があります。

お問い合わせは、南丹市農業委員会事務局(TEL.0771-68-0067)まで



全国農業新聞を読みましょう

品目横断的経営安定対策など、農業を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。こうした中、情報の先取りがこれからの農業経営を左右するといっても過言ではないですね。



新しい農業・農村・農政の動き、農業経営と経済、暮らしの情報がてんこ盛りの情報誌、「全国農業新聞」をぜひお読みください。お申し込みは農業委員会事務局まで。

発行所 全国農業会議所
発行日 毎週金曜日
購読料 月額600円



魅力いっぱい 農業者年金

**農業者年金に
加入しましょう**

総務省の家計調査によれば、世帯主が65歳以上で家族が2人以上の世帯では、1ヵ月に必要な生活費は約27万円となっています。

老後生活の基礎となる国民年金は、40年加入した場合でも給付月額が6万6千円で、夫婦2人合わせても必要額の半分にしかありません。

そのため、サラリーマンが加入する厚生年金のように、国民年金に上乗せして加入できる制度として「農業者年金」制度があります。

農業者年金は、農業者だけが加入でき、保険料の手厚い国庫助成があるなどメリットの大きい年金制度です。

農業者年金の メリット

長期に安定した 制度ですよ

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立てる積み立て方式の「確定拠出型」ですので、少子・高齢化等に影響されません。

農業に従事する人だけが 加入できるんじやよ

農業者年金に加入できるのは、国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人です。農地を持っていない人や、配偶者などの家族従事者も加入できます。

保険料は自由に 選択できますわよ

毎月の保険料は2万円を基本として、最高6万7千円まで自由に決められます。

意欲ある担い手は 保険料助成が 受けられるんじやよ

認定農業者や認定就農者など、一定の条件を満たす意欲ある担い手農業者には、基本保険料のうち国から最高半額の助成が受けられます。

80歳までの保証が 付いた終身年金ですよ

年金は終身年金、すなわち、受給者が亡くなるまで給付されます。

仮に、80歳になる前に亡くなられた場合は、80歳までに受け取れるはずの農業者老齢年金を、死亡一時金として遺族の方が受け取れます。

税制面でも有利じやよ

納付した保険料は、全額、所得税の社会保険料控除の対象となります。(民間の個人年金の場合は、控除額の上限は5万円です)

また、将来受け取る農業者年金も公的年金等控除が適用されます。



農業者年金を受給されている方へ

**現況届の提出を
お忘れなく**

農業者年金を受給されている方は、毎年6月30日までに「現況届」を提出することになっています。

現況届が提出されないと、提出されるまでの間、農業者年金の支給が一時停止となりますので、お忘れのないようご注意ください。

表彰

平成十八年三月二十三日、ルビノ京都堀川において、長年に渡り農業委員会活動に功績のあった方々の表彰があり、南丹市管内では次の方々が表彰を受けられました。

〈知事表彰〉

野村 健 委員

〈京都府農業会議会長表彰〉

人見 保夫 委員

松尾 武治 委員

吉田 繁治 氏

(前日吉田農業委員)

おめでとうございます。

また併せて、第十五回京都府農業委員会広報コンクールの表彰が行われ、金賞(京都府知事賞)に輝いた旧美山町農業委員会が表彰を受けられました。

おしらせ

農地を耕作目的で売買したり貸し借りする場合は、譲受人の耕作面積要件(下限面積)が、美山町区域で四〇アールから三〇アールに引き下げられました。

四月一日から適用されます。

農地の転用・売買・貸借等は許可が必要です



農地を自由に売ったり、貸したり、転用(農地以外のものにする)することについて、「自分の農地だから許可や届がなくとも自由に見える」と思っておられる方はありませんか。

農地を自由に売ったり、貸したり、転用するときには『農地法』に基づく手続きが必要です。

農地法は、耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の効率的な利用を図るために制定された法律です。



農地を、耕作目的で **売買** したり **貸し借り** するときは

3条申請

- 譲受人(借人)の耕作面積が、申請地を含めて一定以上ないといけない(下限面積要件といいます)等の要件があります。

自分名義の農地を **転用** するときは

4条申請

- 農地の転用とは、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林など、農地以外のものに用途を変更することです。
- 農業振興地域の整備に関する法律に規定する「農用区域内」の農地の場合は、転用の申請に先立ちその除外手続きが必要となります。
- 市街化区域内の農地の転用は、届出の手続きになります。

他人名義の土地を買うか借りるかして **転用** するときは

5条申請

- ※ 許可書が交付されるまでは、売買や転用等の行為はできません。
- ※ 申請書の締切日は毎月20日(休日の場合はその前日)で、書類が整っている場合は翌月の農業委員会(おおむね5日ごろ)にかけられます。
- ※ 農地の転用の場合や、南丹市外に在住の方が農地を取得される場合は、農業委員会で意見決定の後、京都府知事へ進達されます。
- ※ いずれにしても、農地の売買や転用等をお考えの場合は、早い目に農業委員または農業委員会事務局までご相談ください。